

被認定者等に対する報告の徴収等（第 52 条関係）
受診命令（第 53 条関係） 救済給付の一時差止め（第 54 条関係）

1 趣旨

本条は、認定又は救済給付を受け、又は受けようとする者に対し、報告又は文書その他の物件の提出を求め、又は受診を命令する（受診命令は第 4 条第 1 項の認定の際のみ）権限を機構に与え、これらに従わないときは、その者に対する救済給付を一時差し止めることができる旨を定めるものである。

2 概要

認定又は救済給付の支給は、指定疾病にかかっている者等に対して行われるものであり、その状態を常に正確に把握することは、不正受給を防ぎ、本制度の適正な運営を図るため必要なものである。このため、認定の申請や救済給付の請求の際に添付させる証明書等で不明な点があった場合には、これをたずさずることができることとともに、認定や救済給付の支給決定後に被認定者等の実態を把握するため、機構に報告徴収、文書・物件の提出命令の権限を与えるものである。

具体的には、添付書類では不明な点について、認定を受けようとする者に対し医師の診断書の提出を求めたり、特別遺族弔慰金を受けようとする者に対し同一生計関係に関する報告を求めたりすること等が考えられる。

また、認定申請者の症状について不明な点があった場合には、これを明らかにするために、この者に対し、その指定する医師の診断を受けるべきことを命ずる権限を機構に与えることとしたものである。

以上の機構の命令は、認定や救済給付の支給を行うに際して、その処分が適正であるかどうかを判断するに十分な資料がない場合に行われるものであり、これに従わなかった者等に対しては 6 月以下の懲役又は 20 万円以下の罰金が科せられる（第 89 条第 1 項第 1 号）。

しかしながら、既に救済給付を受けることができる者がこの命令に従わない場合には、罰則が科せられるような違法な状態であるにも関わらず、救済給付の支給を行わざるを得なくなるので、第 54 条の規定によって、救済給付を一時差し止めることができることとしている。

保険医療機関等に対する報告徴収等（第55条関係）

1 趣旨

本条は、保険医療機関等に対する機構の報告徴収等について定めるものである。

2 概要

本条は、診療報酬の支払に当たってその請求が保険医療機関等により適正に行われているかどうかを把握するという見地から公害健康被害の補償等に関する法律等の他制度の例に倣い、報告の徴収等の命令をする権限や関係者に質問する権限を機構に与えるものである。

本条の権限によって担保されるのは、診療報酬請求が正当なものであるかどうか、ということであるから、これが担保されない場合は当該保険医療機関等に対する医療費の支払を一時差し止めることができるものとしている。

診療を行った者等に対する報告徴収等（第 56 条関係）

1 趣旨

本条は、認定又は救済給付の支給に関して必要があるときは、機構は、認定申請に係る診断や救済給付に関する診断等を行った者等から、報告を徴収し、診療録その他の物件の提示を命じ、また質問をすることができることとするものである。

2 概要

具体的には、「診断」若しくは「診療」を行う医師、「薬剤の支給」を行う薬剤師若しくは「手当」を行う看護師等又はこれを使用する医療機関等に対し、これらの者が行った「診断」等について報告を求めることができることとしている。

本条は、認定又は救済給付の支給の適否を判断するために診断を行った医者等に対して報告徴収等を求めるものであり、虚偽の報告をした者等に対しては6月以下の懲役又は20万円以下の罰金が科せられる（第89条第1項第2号）。

事業主に対する資料の提出の要求等（第 57 条関係）

1 趣旨

本条は、環境大臣が、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、労災保険適用事業主、船舶所有者又は特別事業主に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる旨を定めたものである。

2 概要

本条は、事業主に対する資料の提出の要求等に関する規定であるが、これは、一般拠出金率を設定し、また特別事業主の要件及び特別拠出金の算定方法を定め、更に費用負担のあり方の検討を行うこととなる環境大臣が、各種事業主に対し、必要な資料、例えば、船舶所有者における賃金の総額の実態、事業における石綿の使用量の実態、石綿製品の製造量等の資料の提出及び説明を求めるためのものである。

なお、本条の資料の提出の要求等の権限は、第 2 章の救済給付制度に関し全般的な責任を負う環境大臣にのみ認められたものである。

秘密保持義務（第 58 条関係）

1 趣旨

本条は、機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者が認定及び救済給付の支給に関して知ることができた秘密を漏らしてはならないことを定めることとしたものである。

2 概要

特定独立行政法人以外の独立行政法人である機構の役職員は国家公務員身分を持たないため、国家公務員法に基づく守秘義務は課されていない。しかし、本制度で機構が行うこととなる事務は、個人の住所や家族関係に加え病状の詳細等厳重に守られるべき個人情報を取扱うため、機構の役職員には国家公務員と同様、守秘義務を課すものとしている。

なお、本条の守秘義務に違反した者に対しては、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科せられる（第 87 条）。